

平成 29 年度事業報告書

平成 29 年度は、事業計画に基づき、子どもたちの自主的・自発的な環境学習・環境活動を支援することもエコクラブ事業や市場のグリーン化を促進するエコマーク事業を中心とする自主事業、国の補助金等による地球温暖化対策及び土壤汚染対策に係る支援事業等各事業の推進に努めた。

第 1 環境教育、普及啓発事業の実施

1 こどもエコクラブ事業

平成 29 年度は、登録しているクラブの活性化、こどもエコクラブ事業の認知度向上と、財政基盤の確立に向けた企業・団体との連携強化の取組を引き続き進めた。

(1) クラブの活性化

個々のクラブとのコミュニケーションに努めるとともに、各クラブの活動状況等支援のための基礎データを収集した。今後こうしたデータを活用し、クラブへの重点的支援を推進する。なお、登録クラブ数及び会員数は、平成 30 年 3 月末現在、それぞれ 1,852 (対前年度 161 クラブ減) 及び 101,657 人 (対前年度 12,263 人減) であった。2,000 クラブ、メンバー 10 万人の目標水準に達するよう登録・継続促進にも努める。

ア 活動レポート・壁新聞へのフィードバック

個別クラブからの活動レポートや一年間の活動をまとめた壁新聞に対して、こども環境相談室相談員や環境カウンセラー等からの助言を引き続き行った。

初めて活動報告の提出のあったクラブに対して贈る「新人賞」、各季節に 1 回以上報告を提出したクラブに贈る「皆勤賞」、活動報告フォトコンテストを継続するなど、報告の提出を促す取組を行ったが、活動報告件数は 1,076 (前年度 1,200)、活動報告提出クラブ数は 106 (前年度 124) と減少する結果となった。活動報告は、クラブの活動状況や関心分野を把握するための基礎となる情報であり、引き続き可能な限り多く収集する。

イ クラブへの重点的支援

子どもと地域の多様な主体が学び合いながら子どもが成長し、地域の持続可能性を高める活動へと発展するポテンシャルを持つと考えられるクラブを、全国各地から合計 300 クラブ抽出した。今後これらについて分析・評価し、その結果をクラブへの具体的な支援策の提案等に活用できるようにしていく。

ウ カルテ・データベースシステムの改修

クラブとのコミュニケーションを促進し、よりきめ細かなサポートを実施するた

めに、クラブの特性や興味・関心、活動状況に加え、全国事務局からの働き掛け等の情報も記録できるよう、データベースの改修を行った。今後は、データベースの運用を通じてそれぞれのクラブに合わせた情報提供や支援を実施していく。

エ クラブの評価とステップアップの可視化

クラブがステップアップしたかどうかを図るための項目・指標・基準等を策定し、イで述べた 300 のクラブを対象に試行的な評価を行った。これらを参考に、クラブの成長の度合いを明らかにするとともに、事業の効果をアピールできるようにしていく。

(2) ステークホルダーの拡充・満足度の向上

こどもエコクラブの趣旨に共感し、積極的に参加・支援する主体を増やしていくために、各主体に対し以下の取組を行った。

ア クラブ

既存クラブに対し、メール・はがき・電話等で登録継続を促す働き掛けを行った結果、約 4 分の 3 のクラブが継続して登録・活動した。また、1 年目のクラブに対しては登録時に関心分野等についてヒアリングを実施し、ニーズに即した情報提供などの適切な支援につなげて継続の動機付けを行った。

メンバーにはその証であるバッジを配布したほか、アースレンジャー認定証（年 5 回以上活動したメンバー 1,274 名）、金バッジ（6 年間継続したメンバー 34 名）・銀バッジ（3 年間継続したメンバー 255 名）を授与することにより継続的な活動を奨励した。

企業・団体や自治体が主催する環境イベントや申請可能な助成金等の情報をウェブサイトに掲載するとともにメールで案内を配信した。また、活動のヒントや事例を掲載した「メール版ニュースレター」をクラブの形態・関心分野に合わせて 16 パターン作成・配信した。

一年間の活動をまとめた壁新聞・絵日記をクラブから募集する「全国エコ活コンクール」を実施した。応募作品数は壁新聞 196、絵日記 294 であった。審査によって選ばれた各都道府県の代表クラブが集う「こどもエコクラブ全国フェスティバル 2018」を日本科学未来館にて開催し、466 名が参加した。また、平成 28 年度のコンクールで幼児部門賞を受賞した青森県、栃木県のクラブを訪問し、環境学習プログラムを実施した。

イ 地方自治体

地域での広報や登録等の窓口を担う地方自治体（こどもエコクラブ地域事務局）延べ 53 か所に対し、ポスター・チラシを配付した。また、クラブ限定のイベントや助成金、交流会等独自の支援を行っている自治体の例をまとめ、ウェブサイトで紹介した（延べ 116 か所）。

地域事務局が主催するこどもエコクラブの交流会や環境イベントに参加・出展し、

クラブ間の交流促進や事業の広報を行った（全 9 か所）。特に、大阪府、滋賀県、埼玉県、千葉県などで開催された交流会では企画・運営等に参画した。

ウ 企業・学校・ユース

平成 29 年度は、66（前年度 79）の企業・民間団体が協賛、寄附及びプログラムの共同実施等の形でこどもエコクラブ事業に参画した。具体的には、こどもエコクラブ全国フェスティバル 2018において 16 の企業・団体がブース出展した。ウェブサイトでは、パートナー企業・団体が提供・実施する環境に関する教材や体験・学習プログラム、各種コンクール等の情報を「アシストプログラム」として紹介し、一部のプログラム等については広報・企画・事務局運営等を受託した。また、兵庫県で行われた企業主催の森林保全活動について、地元のこどもエコクラブ、自治体に参加を呼び掛け、企業との連携を深めるきっかけづくりを行った。

このほか、こどもエコクラブを支援する環境省、文部科学省と 21 の企業・団体の担当者 27 人の参加による意見交換会を実施した。

こどもエコクラブの OB・OG からなる All Japan Youth Eco-Club は、こどもエコクラブメンバーのロールモデルとしての役割を担い、地域交流会や全国フェスティバルにおける企画・運営補助や司会進行等のほか、各地のこどもエコクラブ活動などを取材し、ウェブサイトで紹介する活動を行った。

エ ネットワーク

子どもたちが身近な生物とのふれあい等の自然体験や農業体験、農作物の販売体験等の社会体験を通じ、環境や食と農、グリーン購入などを学ぶプログラム「いきものみつけファーム」では、長野県松本市、秋田県大仙市、滋賀県、長野県長野市、山梨県中央市の 5 つの地域を対象として設置されている各協議会が企画・実施した田植えや稻刈りなど様々な農業体験イベントの広報支援を行った。また、協議会設立準備を進めている京都府京丹後市の NPO に対し助言を行った。

「Project-D」は、東日本大震災によって被害を受けた森林の再生と被災地の子どもたちの心を癒やすことを目的に平成 23 年度に開始し、25 年度までの 3 力年をかけて岩手県、宮城県、福島県でどんぐりを採取し、それを配付し、全国の子どもたちなどが苗木に育てた。平成 26 年度からは育てた苗木を被災地に植え戻す活動を行っており、平成 29 年度の岩手県北上市での植樹によりプロジェクトで育成した苗木全ての植栽を終えた。引き続き、これまでに植栽した場所において下草刈り等の育林作業及び子どもたちを対象とした体験プログラムを行う。

（3）認知度の向上

ア ホームページの活用

クラブが実際にしている活動を詳しく紹介し、他のクラブの参考にしてもらう「リアルヴォイス」をはじめ、各地の環境イベント情報やクラブが応募できる助成金の情報など、クラブに役立つ情報をウェブサイトで随時配信した（掲載記事数

662)。また、「こどもエコクラブ全国事務局」として Facebook で日々の活動の様子やウェブサイトの更新情報を発信しているほか、Twitter では事務局の地域担当者が、地域に即した情報や担当者のパーソナリティを活かしたつぶやきを発信するなど、SNS の活用も進めている。

平成 29 年度のウェブサイト合計ページビューは約 49 万、合計訪問者数は約 14 万であった。また、平成 30 年 3 月現在、全国事務局 Facebook のフォロワー数は 1,176 人、各地域担当が行っている Twitter の合計フォロワー数は 2,359 人である。

イ メディアとの関係強化

平成 29 年度は 7 件のプレスリリースを行い、環境省、文部科学省等の記者クラブに対し資料を配布した結果、危険生物カードゲーム制作の記事が読売新聞に掲載された。また、各地のクラブの活動が地方紙等に掲載された回数は 15 回であった。今後、地方メディアへの発信にさらに注力していく。

2 その他環境教育、普及啓発事業

(1) 環境カウンセラー事業

環境省の委託を受けて、環境保全に関する活動を行う事業者、市民団体及び個人に対して自らの知識や経験を活用して助言・支援する方々を登録する環境カウンセラー事業について、審査・登録、更新及び活用促進の業務を行った。

平成 29 年度の新規登録者は、書面審査及び面接審査を経て、55 人（事業者部門 29 人、市民部門 26 人）であった。この結果、平成 29 年度末の登録者数は、事業者部門 1,877 人（対前年度 42 人減）、市民部門 1,557 人（対前年度 7 人減）の合計数 3,434 人（対前年度 49 人減）である。全登録者のプロフィールのデータ管理を行い、環境省のホームページで公表した。活動報告については、環境カウンセラー自身が入力できるシステムを運用した。このほか、環境カウンセラーの活用方策検討のため、環境カウンセラーとの意見交換会を実施した。

(2) しながわ家庭エコチャレンジ事業

東京都品川区請負業務として、「しながわ家庭エコチャレンジ事業」を実施した。区内の全小学生を対象にパンフレットとチャレンジシートを配布し、その結果を集計した。38 校、10,076 名の児童が参加し、5、6 年生が夏休みに家庭で実践した節電やごみ減量の活動では、合計で約 39t の CO₂ 削減という結果を得た。

(3) 環境教育教材等の貸出・頒布、広報等

環境教育や社員研修の教材として、大学及び企業に対して環境教育映像の無償貸出を行った。平成 29 年度の貸出件数は 7 件（利用者数 172 人）であった。

また、環境研究会会員（正会員 3 団体、資料会員 1 団体）に対し、環境省公表資料等を提供した。

第2 環境ラベリング事業の実施

1 エコマーク事業

平成29年度は、エコマークが消費者や組織購入者の購買場面において広く利用される環境ラベルとなるようその価値を一層高めるとともに、CO₂はもとより環境負荷全般に配慮した製品やサービスを表示するエコマークに対する認知度・理解度・利用度を向上させる取組を引き続き推進した。特に、エコマーク取得について事業者等への直接の働き掛けを強化するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うインバウンドツーリズムへの対応を念頭に置きつつ、ホテル・旅館、小売店舗や飲食店のエコマーク認定施設の拡充に注力した。

(1) 認定基準の策定

国等とも連携しつつ、新たな製品・サービスの商品類型化に取り組むとともに、既存商品類型については、欧州環境規制など国際的な動向等にも注視し、基準値の見直しや引用規格との整合を図るなどの確な見直しを進めた。

新規に制定した商品類型は、「飲食店」をはじめ、「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」、「プロジェクト」、「シェレッダー」、「機密文書処理サービス」、「ラミネーター」の6商品類型である。また、「複写機・プリンタなどの画像機器」など既存の24商品類型について部分的な改定を実施した。

平成29年度末の認定状況は、商品類型（対象商品分野）数66類型（対前年度3增加）、認定商品数5,669商品（対前年度88減少）、認定企業数1,508社・団体（対前年度41減少）である。

(2) 普及啓発活動

ステークホルダーとのコミュニケーション強化とエコマークの認知度向上を目的に、様々な主体と連携・協働した幅広い情報発信を展開した。

ア 「エコマークアワード」の実施と「エコマークフォーラム」の開催

エコマーク商品等の製造や流通に取り組む企業・団体の活動と環境性能や先進性などに特に優れたエコマーク商品を表彰する「エコマークアワード」（表彰制度）について、表彰のテーマを含めた全体の枠組み（公募対象、選考基準、賞の区分など）を見直して実施し、5団体、1商品を表彰した。また、「エコマークフォーラム」を開催し、受賞団体の取組事例の紹介や飲食店をはじめとしたサービス分野における環境対応やエコマークの活用を考えるパネルディスカッションを行った。

イ 多様な主体との連携・協働による情報発信

地方自治体、事業者、グリーン購入ネットワーク（GPN）、こどもエコクラブ、消費者関連団体などと連携し、「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」、地方自治体主催の「環境イベント・フェア（6地域）」、「消費者フェスタ」、「消費者教育ワークショップ」、「エコプロ2017」、「グリーン購入法説明会（全国8地区）」などに参画、出展し、エコマークの意義を分かりやすく伝え、エコマークの普及拡大に努

めた。

ウ エコマークゾーンの充実

エコマークゾーン（おおさか ATC グリーンエコプラザに常設展示）全体のリニューアルを実施し、エコマークのさらなる浸透を図るとともに、常駐スタッフに対する勉強会を適宜実施し、エコマークデスク（毎月 1 回）を開設するなど、エコマークの情報発信の強化に努めた。なお、平成 29 年度の来場者数は、188 団体（前年度 209 団体）、179,028 人（前年度 218,569 人）であった。

エ 認定基準等説明会による事業者への取得促進

関連する業界、事業者などを対象に「飲食店」など 4 つの新規商品類型に関する「認定基準説明会」（7 回）、エコマークの効果的な活用方法などをテーマに「エコマークセミナー」（5 回）を開催したほか、「飲食店」、「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」については、認定基準概要や食品ロス削減への取組やバイオディーゼル燃料活用等の事例紹介をテーマに、講演（5 回）を行うなど、普及機会の創出と認定取得の促進に努めた。

オ 消費者等への環境情報提供の強化

様々なアイテムにエコマークの表示を広げ、エコマークが購買場面で広く活用されるよう、表示ルール見直しを実施した。「飲食店」についてはエコマークとともに視覚的に消費者に取り組み（認定）内容が伝わるようピクトグラムの表示を新たに導入した。また、事業者、国・地方自治体等の調達担当者向けのウェブサイトに、エコマークを活用した自治体独自の取組事例に加え、国際会議の参加報告や国際協力ならびに環境ラベルとグリーン公共調達（GPP）などの世界的動向の紹介ページを新設した。

カ 普及ツールの拡充

エコマークウェブサイトにサービス分野（飲食店、小売店舗、ホテル・旅館）の専用サイトを新設し、認定サービスを利用する消費者と認定取得を検討する事業者双方への情報発信を開始した。また、ウェブサイトを随時更新し、英語サイトのリニューアルを進めたほか、海外ラベル機関との相互認証の推進状況などを発信した。このほか、環境フェアやイベント等で配布するパンフレットの刷新、ニュースレター「エコマークニュース（3,200 部）」（2 回）やメールマガジン「エコマーク広報（1,800 件）」（毎月 1 回）の発行、プレスリリース（15 回）などを通じた情報発信の強化に努めた。

（3）信頼性確保の方策

これまで実施してきた認定後の定期確認、現地監査、商品テスト等に加え、基準適合性を確認する取組をより強化し、信頼性の高い環境情報の提供に努めた。

ア 現地監査の実施

45 事業者（81商品）について現地監査を実施した。また、平成29年度の監査概要をウェブサイトで公開した。

イ 商品テスト（基準適合試験）の実施

文具・事務用品、日用品など6商品類型を対象に商品テスト（基準適合試験）を実施し、基準への適合を確認した。

ウ 総点検の導入・実施

有効期限が延長となっている認定商品を対象に総点検（スクリーニングなど）を実施し（68商品）、基準への適合を確認した。

(4) 調査研究の実施

基準策定における科学的評価手法の活用と信頼性の向上を図ることを目的に、国立研究開発法人科学技術振興機構による共同研究（「製品ライフサイクルに立脚した環境影響評価基盤の構築と社会実装によるグリーン購入の推進」）に参画した。本研究では最新のインベントリデータベースと環境影響評価手法に基づくホットスポット分析手法の開発を行い、研究結果は「グリーンイノベーションのための羅針盤」として国、自治体、消費者等に広く公開された。今後エコマークでは、ホットスポット分析結果を認定基準の策定過程において活用していくこととしている。

また、環境省の委託を受けて、環境表示の信頼性確保に関する調査、木材の合法性証明などをテーマとするセミナーの開催（2回）、環境ラベル等データベースの運営管理等を行った。

2 環境ラベリングに係る国際協力事業

経済のグローバル化、グリーン化が進展する中、エコマークが国際的に通用することも重要な機能として求められている。このため、海外環境ラベル機関との相互認証の推進や、国際的な動向等の情報収集など、国等とも連携した取組を引き続き推進した。

(1) 海外環境ラベル機関との相互認証の推進

ア 日中韓三カ国環境ラベル機関との相互認証

環境省の推進する日中韓の政府間の取組である「日中韓環境産業円卓会議（RTM）」の下に、日中韓のエコラベル制度間での相互認証の取組が進められている。

平成29年度は、「日中韓環境ビジネス円卓会議（TREB）」にて、8分野目となる「繊維製品」共通基準合意書を締結した。

イ その他の環境ラベル機関との相互認証

相互認証を実施しているタイグリーンラベルと協議を行い、「プロジェクト」共通

基準合意書を締結した。ドイツブルーエンジェル（BA）と協議を行い、「複合機」共通基準の再設定に関する意見交換を行った。このほか、ブラジル技術規格協会（ABNT）と相互認証の実施に向けて意見交換を行った。

（2）世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）への参画

BA、NS、中国、韓国、北米 UL 等のタイプ I 環境ラベル運営団体で構成する GEN の役員会メンバーとして GEN の会議に参画し、団体間の情報交換に努めた。

（3）国際的な市場のグリーン化への対応

国等とも連携しつつ、グリーン公共調達や環境ラベルに関する以下の国際的な会議に参画し、最新動向の調査と日本のエコマークやグリーン公共調達について情報発信を行った。

○Green Public Procurement (GPP) Nation Wide Promotion (インドネシア・ジャカルタ)

○第 13 回 APRSCP (アジア太平洋地域における持続可能な消費と生産) (マレーシア・マラッカ)

また、ドイツ国際協力公社（GIZ）の委託を受けて、インドネシア環境ラベル「Ramah Lingkungan」（運営機関：インドネシア環境林業省）の基準策定（気候変動に係る 5 つの基準）に関する技術支援を行った。

このほか、ベトナムにおける環境配慮型製品の普及を目的に、ベトナム天然資源環境省と協議を行い、ベトナム・グリーンラベル基準の開発支援や相互認証に向けた議論を進めた。

（4）環境ラベリングに関する国際的動向等の情報収集

環境省の委託を受けて、日本における持続可能な公共調達（SPP）、グリーン公共調達（GPP）制度の参考にするため、各国の GPP 制度の整合状況や比較検証、環境ラベル基準の整合状況や相互認証の動向、SPP/GPP に関する国際会議等における議論の動向などについて現状調査・分析を行った。

具体的には、グリーン購入法と各国の GPP 制度の整合に係る状況調査、環境ラベルの相互認証に係る状況調査、10YFP SPP プログラムなどの国際会議への参加等による SPP/GPP に係る国際的議論の状況調査、環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援（12 月に国際セミナーを実施）、GPP 制度と環境ラベルの状況調査、欧州サーキュラー・エコノミー等の海外における状況調査、環境技術・製品の海外展開への支援調査を行った。

3 グリーン購入促進事業

環境省の委託を受けて、環境配慮型製品やサービスを優先的に購入する、いわゆるグリーン購入の普及・拡大のための業務を行った。

具体的には、地方公共団体におけるグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する取組実態調査を実施した。グリーン購入法では、回答のあった地方公共団体の 66%、環境配慮契約法（電気供給の契約）では 24%が取組を進めており、特に規模が小さな地方公共団体ほど取組が進んでいない、と前年と同様の状況であった。調査結果は、環境省ホームページに掲載するとともに、グリーン購入法、環境配慮契約法取組事例データベースに反映した。また、地方公共団体のグリーン購入法及び環境配慮契約法の取組導入や取組のレベルアップを促すために、専門家を派遣し、8 団体（北海道旭川市、宮城県大和町、群馬県渋川市、埼玉県日高市、千葉県船橋市、八千代市、神奈川県小田原市、新潟県新潟市）の実務支援を行った。さらに、実務支援事業の周知及び次年度の支援団体の発掘を目的に、すべての地方公共団体を対象に全国 8 か所で実務支援研修会を行った。

このほか、グリーン購入ネットワーク（GPN）から事務局業務を受託し、様々な主体と連携し、グリーン購入を広く普及するため、「エコ商品ねっと」を通じた製品・サービスの環境情報の提供、電力やパーム油を対象とした研究会の開催、連続セミナーの開催、持続可能な調達に向けた事業者評価の仕組みの検討、グリーン購入大賞の表彰等を行った。

第3 地球温暖化対策事業の実施

1 地球温暖化対策設備投資利子補給事業

(1) 基金事業

国の平成 24 年度予備費による「環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金」については、引き続き CO₂ 削減に係る誓約達成状況の確認等の業務を行い、3 月をもって事業が終了した。

(2) 補助金事業

国から平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型融資促進利子補給事業）の交付決定を受け、指定金融機関の選定、利子補給対象案件の採択、利子補給等の業務を行った。新規採択案件 12 件及び既採択案件（平成 28 年度以前）103 件に対し約 4.3 億円の利子補給を行った。

2 地球温暖化対策設備導入補助事業

国から平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）の交付決定を受け、国内に広く応用可能な課題への対応の仕組みを備え、CO₂排出削減に係る費用対効果の高い取組に関する低炭素設備導入等の補助に係る募集（2回）を実施し、計154事業者、約31億円の補助金交付を行った。

第4 土壤環境保全対策事業の実施

土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく指定支援法人として、法改正を踏まえ、「土壤汚染対策基金」をもとに、次の支援を行った。

(1) 助成金交付

都道府県等からの助成金交付の申請はなかった。なお、助成金交付については助成相談への対応のほか、土壤汚染対策セミナーの開催や環境関連イベントへの出展等による普及啓発の機会を捉えその周知に努めた。

(2) 相談・助言等

土壤汚染状況調査、要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置及び形質変更時要届出区域内の土地における形質変更や助成金交付に関し、照会・相談への対応及び助言を行った。

平成29年度の相談件数は193件（前年度135件）、うち助成相談は23件（前年度20件）であった。特に土地所有者等の面談による相談の機会を増やすため、地方公共団体等の協力を得て、セミナー併設の相談会を福岡市、名古屋市、大阪市（2回）、東京都千代田区（2回）の計4か所・6回（前年度2か所・2回）及び単独の地方相談会を仙台市、松山市、長野市の3か所（前年度3か所）で開催した。

(3) 普及啓発

土壤汚染の健康リスクに関する知識の普及及び理解の増進のため、環境省及び当協会の主催により、土壤汚染に関する基本的な知識の普及を目的とする「土壤汚染対策セミナー」を福岡市、名古屋市、大阪市、東京都千代田区の計4か所（前年度3か所）で計880人（前年度計387人）の参加を得て実施した。このほか、土壤汚染に関する専門的技術的な知識の普及を目的とする「土壤汚染対策技術セミナー」を大阪市、東京都千代田区の計2か所で、計565人の参加を得て実施した。

また、NPO等が開催する土壤汚染をテーマとする講習会等に計11回、11人（前年度計7回、8人）の専門家派遣を行ったほか、「エコテクノ2017（北九州市）」、「びわ湖環境ビジネスメッセ」、「エコプロ2017 環境とエネルギーの未来展」への出展を行った（前年度は2展示会に出展）。

このほか、環境イベントの出展用に土壤汚染対策に関する映像教材を新たに作成したほか、法改正を踏まえ必要なパンフレットやホームページの改訂を行った。

第5 NPO等の環境活動支援事業の実施

1 「藤本倫子環境保全活動助成基金」事業

環境教育や地域の環境保全活動などに積極的に取り組む団体・グループ等に対する支援を目的に、平成29年度は、環境活動を行う子どもたち5グループに対し総額130,032円の助成を行った。

2 「東京ガス環境おうえん基金」事業

関東周辺の1都8県において地域の環境問題の解決や持続可能な社会実現のために積極的かつ継続的な取組を行う団体の活動展開に対する支援を目的に、平成29年度は、17団体に対して1件当たり100万円を上限とする、総額1,000万円の助成金の交付を行った。また、平成29年度をもって事業が終了することから、10年間の事業を総括するための調査内容について検討を行った。

第6 理事会及び評議員会等の開催

1 理事会

(1) 第1回

開催日時 平成29年6月6日 14:00~16:00
開催場所 公益財団法人 日本環境協会 会議室
決議事項 平成28年度事業報告及び決算報告について
平成29年度第1回評議員会の招集について
報告事項 職務執行状況について
出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席6名、欠席1名、監事出席2名

(2) 第2回

開催日時 平成29年6月28日 13:04~13:30
開催場所 公益財団法人 日本環境協会 会議室
決議事項 代表理事及び業務執行理事の選任について
事務局長の選任について
出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席6名、欠席1名、監事出席2名

(3) 第3回

開催日時 平成30年3月26日 15:30~17:20
開催場所 公益財団法人 日本環境協会 会議室
決議事項 平成30年度事業計画書及び収支予算書等について
寄附金取扱規程の制定について
報告事項 職務執行状況について
出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席7名、監事出席2名

2 評議員会

(1) 第1回

開催日時 平成 29 年 6 月 28 日 10:00~11:37
開催場所 公益財団法人 日本環境協会 会議室
決議事項 平成 28 年度事業報告及び決算報告の承認の件
理事及び監事の選任の件
評議員の選任の件
報告事項 平成 28 年度第 2 回理事会の審議内容について
平成 29 年度第 1 回理事会の審議内容について
出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 7 名、監事出席 2 名
理事出席 3 名

3 評議員等候補者選出委員会

(1) 第1回

開催日時 平成 29 年 5 月 11 日 14:00~15:17
開催場所 公益財団法人 日本環境協会 会議室
審議事項 委員長の選出
評議員候補者名簿の作成について
役員（理事及び監事）候補者名簿の作成について
出席等 決議に必要な出席委員の数 3 名、出席 5 名

(附属明細書)

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 30 年 6 月
公益財団法人 日本環境協会